

所 開 審 第 2 号
令和 5 年 6 月 2 9 日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市開発審査会
会長 志摩 勇

市街化調整区域における「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく特定流通業務施設」の建築を目的とする開発行為について（答申）

令和 5 年 6 月 2 3 日付け所開指第 2 5 号で諮問のあった下記案件については、開発行為の許可が相当と認めます。

記

市街化調整区域における「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく特定流通業務施設」の建築を目的とする開発行為について

（ 所 在 ・ 地 番 ） 所沢市大字南永井字窪野 5 1 4 番 1、同番 2、同番 3、
同番 4、5 1 5 番 1、5 1 6 番 1、5 1 8 番 1、5 1 9
番 7、同番 8

（ 申 請 面 積 ） 1 5, 1 2 1. 8 4 m²

（ 建 築 物 等 の 用 途 ） 特定流通業務施設（倉庫）

（ 申 請 者 住 所 ・ 氏 名 ） 東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
G L P 所沢ロジスティック特定目的会社
取締役 北川 久芳

兵庫県尼崎市西向島町 1 1 1 番地の 4
株式会社 関通
代表取締役 達城 久裕